

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年8月22日及び同年9月25日に行った公文書部分開示決定について、別紙に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえず開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 平成29年8月22日及び同年9月25日に行われた公文書部分開示決定に先立つ処分について

ア 審査請求人は、平成29年6月18日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆（以下「本件土地」という。）に係る、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づく農地転用許可の決裁文書等について公文書の開示請求を行った。

イ これに対し実施機関は、当該開示請求に係る公文書として、「農地法第5条の規定による許可申請について（〇〇市）平成〇〇年〇月〇〇日決裁」外1件の文書を特定し、平成29年7月5日付けで、公文書の一部を条例第10条第1号及び第2号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「前回処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 平成29年8月22日及び同年9月25日に行われた公文書部分開示決定について

ア 審査請求人は、平成29年8月8日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。

前回処分にに基づき開示された、「農地法第5条の許可申請書の送付について（〇

農委第〇〇〇〇号。平成〇〇年〇月〇〇日付)」(以下「文書A」という。)において、文書Aに添えて実施機関に送付されたと記載されている関係書類のうち、「見積書」、「融資証明依頼書」、「29 賃貸借契約書」、「取締役会議事録」、「輸送実績一覧表」、「土地売買契約書(所有権)」及び「開発行為等事前協議済証(〇〇市長)」に該当するもの。

イ これに対し実施機関は、本件開示請求1に係る公文書として、「19 建築物等見積書」、「21 融資証明書」、「29 賃貸借契約書」(賃貸借契約書(「更新」と記載されたもの)及び土地賃貸借契約書の2件が存在する。))、「取締役会議事録」、「事業(輸送)実績一覧表」及び「土地売買契約書(所有権)」を特定した。

ウ 実施機関は、平成29年8月22日付けで、「法人の印影」、「見積書の内容が分かる部分」、「企業の取引先が分かる部分」、「融資証明依頼書の内容が分かる部分」、「賃貸借契約書の内容が分かる部分」、「事業(輸送)実績一覧表の内容が分かる部分」及び「土地売買契約書(所有権)の内容が分かる部分」を条例第10条第2号に該当するため不開示とし、「開発行為等事前協議済証」については、文書不存在のため不開示とする公文書部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成29年9月11日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し次の公文書の開示請求(以下「本件開示請求2」という。)を行った。

文書Aにおいて、文書Aに添えて実施機関に送付されたと記載されている文書のうち、「所有する重機車両等の自動車検査証」、「申請地の利用計画及び資材別ストック量」に該当するもの。「農地法第5条の規定による許可の取消願いについて平成〇〇年〇月〇日決裁」のうち、「取消しを行う事由の詳細」が分かるもの。

オ これに対し実施機関は、本件開示請求2に係る公文書として、「自動車検査証」、「土地利用計画図」及び「農地法第5条の規定による許可の取消願いについて平

成〇〇年〇月〇日決裁」を特定した。

カ 実施機関は、平成29年9月25日付けで、「個人の印影」を条例第10条第1号に該当するため不開示とし、「自動車検査証の一部」、「土地利用計画図作成者情報」、「法人の印影」及び「取消を行う事由」を条例第10条第2号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、実施機関に対し、平成29年11月20日付けで本件処分1の取消し及び本件処分1に係る公文書の全部開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行い、平成29年12月21日付けで本件処分2の取消し及び本件処分2に係る公文書の全部開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

(4) 当審査会は、平成30年6月8日に、実施機関から、本件審査請求1及び2について、条例第24条の規定に基づく諮問（本件審査請求1に係る諮問第312号及び本件審査請求2に係る諮問第313号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成30年6月28日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

(6) 当審査会は、本件審査請求1及び2に係る諮問第312号及び第313号について、審査請求人が同一であること及び審査請求の内容が同様であると認められることから、これらを併合して審議することとし、平成30年7月5日付けで、審査請求人及び実施機関に通知した。

以下、本件処分1及び2を併せて「本件処分」、本件審査請求1及び2を併せて「本件審査請求」という。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部を開示するとの裁決を求める。

分については、開示しても、運輸倉庫会社の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性はない。

オ 事業（輸送）実績一覧表について

事業（輸送）実績一覧表には、運輸倉庫会社の所有する自動車、主な配送ルート及び配送量等の情報が記載されていると推測されるが、これらの情報が開示されても、運輸倉庫会社の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性はない。現に、関東運輸局が行った平成28年6月30日付の行政文書開示決定通知に基づき開示された、「一般貨物自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請書」では、運輸倉庫会社の事業用自動車の種別ごとの数、運行管理等の体制等の情報が含まれているが、これらは代理人の情報、印影及び個人の名前が分かる部分以外は開示されている。

カ 土地売買契約書（所有権）について

本件土地の造成工事等は完了し、既に運輸倉庫会社は本件土地に移転をしているため、土地売買契約書を開示しても、運輸倉庫会社、売主及び仲介した業者等の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性はない。

また、土地売買契約書の条文内容が、一般的なものであれば、開示をしても運輸倉庫会社、売主及び仲介業者の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性はない。

特に、本件土地の不動産登記簿に記載されている情報（所在、地番等）については、既に明らかであり、不開示とする必要性がない。

キ 自動車検査証について

a 自動車検査証の不開示情報について

自動車検査証の不開示情報は、①車台番号、②「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」、③「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」、④有効期間の満了する日、⑤備考欄の情報一切、⑥欄外のQRコードと思われる部分である。

しかし、これらの情報が明らかになったところで、運輸倉庫会社の正当な利

益を害する法的保護に値する蓋然性はない。

b 所有者及び使用者の情報について

②の「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」並びに③の「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」については、これらを開示しても何ら問題はなく、非開示にする意義が一切ない。運輸倉庫会社は、自社で車を所有又はリースにて調達し、貨物運送事業を営んでいる会社である。したがって、自動車検査証の所有者（使用者の情報がある場合は使用者）の氏名又は名称及び住所の情報は、誰が考えても運輸倉庫会社のものである。運輸倉庫会社が所有者又は使用者である車両に関しては、これらを開示しても何ら問題はなく、非開示にする意義がない。

c 備考欄の情報について

⑤の「備考欄の情報一切」には、NO_x・PM法に基づき、使用の本拠地がNO_x・PM対策地域かどうか、使用車種規制の対象かどうかといった情報が含まれていると考えられる。

しかし、これらの情報は既に開示されている用途、車両総重量等の情報が分かれば、分かるものであるから、非開示とする必然性はなく、開示したからといって運輸倉庫会社の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性があると言えるだけの理由は見当たらない。

ク 土地利用計画図について

土地利用計画図の不開示部分には、作成者の情報が記載されているが、全て開示されるべきである。これらの情報が明らかになったところで、運輸倉庫会社の正当な利益を害する法的保護に値する蓋然性はない。

ケ 農地法第5条の規定による「受理通知書」の取消願い申請書（以下「取消願い申請書」という。）について

取消願い申請書については、法人の印影、個人の印影及び取消しを行う事由の詳細が非開示となっている。取消願い申請書は、平成〇〇年〇月〇〇日と4年半以上前に作成された文書であり、今更これらの情報が明らかになったところで、

報であり、開示される必要性が高い。

b 自動車重量税額は、既に開示されている自動車の登録年数及び重量から算出されるものであり、非開示にする必要性は何らない。

c 走行距離計表示値及び旧走行距離計表示値は、あくまで累計の距離しか記載されていないため、当該法人の自動車の運行状況及び財務計画が推測できるとはいえない。

カ 実施機関の4（2）ケの主張について

「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（知事）（平成20年2月22日総務部長決裁）（以下「審査基準」という。）」の「第4 部分開示に関する判断基準」の3には、「『開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるとき』とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても無意味なものとならない場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等は『開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して取り除くことができるとき』に該当しない。」と記されている。実施機関は「第4 部分開示に関する判断基準」の4（1）の「部分的に削除すべき範囲は、一般的には、文書であれば文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。」という箇所だけ引用して、あたかも表であれば欄1個の中に開示できない情報があれば、欄全体を不開示にしてよいように主張するが、まず、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分することが容易にできるかどうかを検討すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

（1） 本件処分の対象文書について

本件処分の対象文書は、本件土地に係る農地法第5条の規定に基づく許可申請書の添付書類として、〇〇市農業委員会を經由して実施機関に提出されたものである。

(2) 本件処分の不開示理由について

ア 「法人の印影」について

「法人の印影」は、認証的機能を有し、実社会においても重要な役割を果たしており、公にした場合、当該法人の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある。

よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

イ 「見積書の内容が分かる部分」について

「見積書の内容が分かる部分」は、当該法人の取引内容、見積書を作成した法人の業務のノウハウ及び当該法人が会社経営を行うに当たって企業努力を行った成果に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

ウ 「企業の取引先が分かる部分」について

「企業の取引先が分かる部分」とは、当該法人の取引内容に関する情報であって、当該法人が会社経営を行うに当たって企業努力を行った成果に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

エ 「融資証明依頼書の内容が分かる部分」について

「融資証明依頼書の内容が分かる部分」は、当該法人の財務状況及び取引先の情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

なお、一般に、特定の法人がどの金融機関からどのような融資を受けていたかなどの金融取引に関する情報は、法人の事業の中でもとりわけ重要かつ機微な情報であり、事業の根幹に触れる秘匿されるべき情報である。

また、審査請求人は、本件土地の不動産登記簿に根抵当権の設定について記載されていることをもって、融資証明書の不開示部分を開示するよう主張するが、

融資証明書と不動産登記簿は必ずしも同一の内容が記載されているとはいえないため、そのような主張は失当といわざるを得ない。

オ 「賃貸借契約書の内容が分かる部分」について

賃貸借契約書は、一般的な条文が含まれているかどうかを含め、契約者同士の自由な交渉で決定されたもので、当該法人の取引内容に当たり、仲介に入ったと思われる不動産会社の情報等についても、当該法人の取引内容及び当該法人が会社経営を行うに当たって企業努力を行った成果に関する情報である。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

なお、不開示情報に該当するとして不開示とした添付書類が、本件土地に係る農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の添付書類であるか判別できないからといって、開示すべきとはいえない。

カ 「取締役会議事録」について

「取締役会議事録」については、当該法人の取引内容に関する事項であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

なお、取締役会議事録は、当該法人の重要な情報や経営戦略等を記載していることが多く、会社法（平成17年法律第86号）第371条で取締役会議事録の閲覧、謄写は、原則当該法人の株主及び債権者等に限定されていることから、これを公にすることは、当該法人の正当な利益を害する。

また、取締役会議事録は土地売買に関する情報であるため、「土地売買契約書（所有権）の内容が分かる部分」に含まれており、本件処分とは矛盾しない。

キ 「事業（輸送）実績一覧表の内容が分かる部分」について

「事業（輸送）実績一覧表の内容が分かる部分」は、当該法人の取引内容及び当該法人が会社経営を行うに当たって企業努力を行った成果に関する情報であり、その内容から経営状態等を把握し得るものである。これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであ

り、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

また、審査請求人が関東運輸局から開示を受けた、「一般貨物自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請書」は、運輸倉庫会社の事業計画であり、事業（輸送）実績一覧表は実際の取引に関する内容で、事業計画とは性質が異なる。

ク 「土地売買契約書（所有権）の内容が分かる部分」について

土地売買契約書（所有権）は、一般的な条文が含まれているかどうかを含め、運輸倉庫会社と売主が契約者同士の自由な交渉で決定したもので、当該法人の取引内容に当たる。

また、仲介に入ったと思われる不動産会社の情報等についても、当該法人の取引内容及び当該法人が会社経営を行うに当たって企業努力を行った成果に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

ケ 自動車検査証の一部について

次の理由により、次に掲げる自動車検査証の一部（①～⑥）について、不開示が妥当であると判断した。

- ①車台番号
- ②「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」
- ③「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」
- ④有効期間の満了する日
- ⑤備考欄の情報
- ⑥欄外のQRコード

①車台番号及び⑥欄外のQRコード（車台番号の情報を含む。）は、既に開示されている自動車登録番号と併せて請求すれば、登録事項等証明書の交付を受けることができ、自動車窃盗や恐喝等の犯罪に悪用されるおそれがある。

また、①車台番号、②「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」、③「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」及び⑥欄外のQRコードについては、

自動車税納税証明書の交付申請書の記載事項であるため、これらの情報を公開することにより、当該法人の自動車税の納税状況が明らかになってしまうものである。

②「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」及び③「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」については、当該法人が車両を所有しているかどうか、若しくは、当該法人以外の誰が車両を所有しているかが分かる情報であり、当該法人の財務状況及び取引内容に関する情報である。

④「有効期間の満了する日」については、当該法人が使用している車両の運行の有効期間に関する情報であり、買換えの可能性の有無等、当該法人の財務計画が推測できる情報といえる。

⑤「備考欄の情報」について、不開示とする理由は次の a～c のとおりである。

a 備考欄の情報のうち、自動車重量税額については、当該法人の財務状況に関する情報である。

b 「走行距離計表示値」及び「旧走行距離計表示値」については、当該法人が使用している車両の運行状況に関する情報であり、買換えの可能性の有無等、当該法人の財務計画が推測できる情報といえる。

c 「本自動車検査証発行時における所有者情報」については、所有者の氏名又は名称及び住所が記載されており、これらは当該法人の取引内容に関する情報である。

なお、審査基準の「第4 部分開示に関する判断基準」の4（1）には、「部分的に削除すべき範囲は、一般的には、文書であれば文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる」とある。自動車検査証は、個々の欄により構成されているため、上述の a～c の理由により「備考」欄を単位として不開示とした。

以上のことから、不開示とした自動車検査証の一部である①～⑥の情報については、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当する。

コ 「土地利用計画図作成者情報」について

「土地利用計画図作成者情報」は、特定の法人の取引内容に関する事項であって、当該法人がどの企業と取引するかについては、会社経営を行うに当たっての経営方針の情報である。これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

サ 「取消を行う事由」について

「取消を行う事由」は、当該法人の経営の意思決定に関する事項であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした。

シ 「個人の印影」について

「個人の印影」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第10条第1号に該当するため、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の対象文書について

農地に関して、権利の移転又は設定を伴い、農地を農地以外にしようとする場合、県知事等から農地法第5条に基づく許可を受けなければならない。許可を受けようとする者は、農地のある市町村の農業委員会に申請書を提出し、市町村の農業委員会はそれに意見を付して県知事等に送付する。県知事等は許可又は不許可の決定を行い、市町村の農業委員会を通して申請者に通知を行う。本件処分の対象文書は、本件土地に係る農地法第5条に基づく許可申請を受けて実施機関が許可を決定した際の決裁文書のうち、申請書の添付書類のうちの一部である。

(2) 本件処分の不開示情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個

人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等(・・略・・)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

条例第10条第1号に定める「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

本件処分における不開示情報のうち、個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、ただし書イ、ロ及びハには該当しないと認められる。

よって、実施機関が個人の印影について、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 本件処分の不開示情報の条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体(・・略・・)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

そこで、当審査会は次のア～サのとおり、本件処分における不開示情報の条例第10条第2号該当性について検討する。

ア 法人の印影について

法人の代表者の印影は、契約締結や各種届出等において使用されるなど、法人の対外活動において重要な意義を有するものであり、書類の作成等に悪用されるなど、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 見積書の内容が分かる部分について

見積書の内容が分かる部分とは、見積書に記載された見積金額及び項目ごとの金額のことであり、作成した法人が見積金額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該法人の営業上のノウハウに関する情報と認められ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 企業の取引先が分かる部分について

企業の取引先が分かる部分とは、見積書のうち、見積書を作成した業者が特定できる情報であって、運輸倉庫会社の取引先の情報である。法人の事業活動における取引先は、法人が自らの営業活動により開拓した商取引相手であって、公にすることにより、同業者との競争上不利な立場に立たされ、事業活動が害されるおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 融資証明書の内容が分かる部分について

融資証明書の内容が分かる部分とは、運輸倉庫会社の取引先の金融機関や融資金額等、金融取引に関する情報であり、特定の法人の財務状況及び取引内容に関する情報であると認められ、公にすることにより、当該法人の経営に不利益を与えるおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 賃貸借契約書の内容が分かる部分について

賃貸借契約書の内容が分かる部分とは、賃貸借契約書において、表題及び賃借人である運輸倉庫会社の名称等を除いたほぼ全ての部分である。賃貸人の氏名、賃貸借の対象となる土地の所在、仲介業者等については、当該法人の取引先や取引内容に当たり、条文の内容については、一般的な内容であるかどうかにかかわらず、賃貸人及び賃借人の取引内容に当たる。これらについては公にすることにより、今後の類似の契約に関する当該法人の方針が推測されるおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ただし、当審査会が賃貸借契約書を見分したところ、賃貸借契約書（「更新」と記載されたもの）では開示されている一部の肩書について、土地賃貸借契約書では不開示とされているが、当該情報を不開示とする事由は見受けられず、他の不開示情報と容易に区分して開示することも可能であることから、当該情報については開示すべきである。

カ 取締役会議事録について

取締役会議事録については、「取締役会議事録」及び「印」という表記を除き、全て不開示となっている。取締役会議事録には、運輸倉庫会社の重要な意思決定の内容・プロセス等が記載されており、これらについては開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、取締役会議事録を不開示としたことは妥当である。

ただし、当審査会が取締役会議事録を見分したところ、既に開示されている運輸倉庫会社の名称及び「取締役会議事録」という表題と同一の趣旨の情報が不開示とされているが、当該情報を不開示とする事由は見受けられず、他の不開示情報と容易に区分して開示することも可能であることから、当該情報については開示すべきである。

また、株式会社登記簿から明らかな情報（取締役等の総数、役職及び氏名）については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。

したがって、取締役会議事録において、運輸倉庫会社の名称、「取締役会議事録」という表題と同一の趣旨の情報及び株式会社登記簿から明らかな情報については、開示すべきである。

キ 事業（輸送）実績一覧表の内容が分かる部分について

事業（輸送）実績一覧表の内容が分かる部分とは、運輸倉庫会社の取引先、取引金額及び取引数量等が分かる情報であり、営業上のノウハウ等秘密事項であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 土地売買契約書の内容が分かる部分について

土地売買契約書の内容が分かる部分とは、表題、売主及び買主の住所氏名を除いたほぼ全ての部分である。土地売買契約書の条文の内容については、一般的な内容であるかどうかにかかわらず、売主及び買主の取引内容に当たり、仲介業者の情報についても、当該法人等の取引先に当たる。取引先や取引内容は公にすることにより、今後の類似の取引における当該法人等の方針が推測されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ただし、不動産登記簿から明らかな情報（土地の所在、地番、登記簿上の地目及び地積等）については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。

また、現況の地目については、前回処分で審査請求人に開示された、平成〇〇年〇月〇日付けの「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」では開示されており、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。

したがって、土地売買契約書において、本件土地の不動産登記簿から明らかな情報及び現況の地目については、開示すべきである。

ケ 自動車検査証の一部について

a 車台番号及び欄外のQRコードについて

車台番号及び欄外のQRコード（車台番号の情報を含む。）については、既に開示されている自動車登録番号と併せて請求することで、当該自動車の所有者等の情報を容易に取得することができ、窃盗等の犯罪目的に利用されるおそれがある。

したがって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

b 「所有者の氏名又は名称」、「所有者の住所」、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」について

自動車の所有者と使用者が同一の場合は、「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」の欄に所有者（使用者）の情報が記載され、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」の欄には「***」と記載される。この場合は、所有者、使用者いずれも申請者である運輸倉庫会社であると推測できるため、開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。

自動車の所有者と使用者が異なる場合（リース契約等）は、使用者については申請者である運輸倉庫会社であると推測でき、開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しない。所有者については運輸倉庫会社の取引先であるため、公にすることにより、同業者との競争上不利な立場に立たされ、事業活動が害されるおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

したがって、所有者と使用者が同一の場合は、いずれの情報も開示すべきであり、所有者と使用者が異なる場合は、使用者の情報のみ開示すべきである。

c 有効期間の満了する日について

自動車検査証の有効期間については、道路運送車両法（昭和26年法第185号）第61条の規定により、その期間が定められている。本件処分の対象文書となっている自動車検査証は、全て貨物自動車の自動車検査証である。貨物自動車の自動車検査証の有効期間は、車両総重量8トン以上のものについては初回1年、2回目以降1年となっており、8トン未満のものについては初回2年、2回目以降1年となっている。

したがって、有効期間は最長でも2年であるため、有効期間の満了する日が明らかになったとしても、買換えの可能性の有無等、当該法人の財務計画が推測できるおそれがある情報であるとまではいえず、条例第10条第2号に該当するとはいえない。

よって、有効期間の満了する日については、開示すべきである。

d 備考欄の情報について

当審査会が自動車検査証の備考欄を見分したところ、次のような情報が記載されていたので、条例第10条第2号該当性について検討する。

①自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく使用車種規制への適合状況及び使用の本拠の位置が自動車NO_x・PM法の対策地域内かどうかの情報

②自動車重量税額

③走行距離計表示値及び旧走行距離計表示値

④その他の情報

自動車NO_x・PM法に関する情報については、既に開示されている自動車登録番号により、各自動車が〇〇〇自動車検査登録事務所において登録を受けていることは明らかであり、同事務所管轄内の市町は全て自動車NO_x・PM

法に基づく対策地域であることは、公知の情報である。また、各自動車が自動車NOx・PM法に基づく使用車種規制に適合しているかどうかについては、適合していなければ自動車検査証の交付を受けられないということに鑑みると、適合していることは明らかである。よって、これらの情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しないため、開示すべきである。

自動車重量税額については、既に開示されている用途、車両総重量、自家用・事業用の別、登録年月、型式及び類別区分番号から算出することができるため、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しないため、開示すべきである。

走行距離計表示値及び旧走行距離計表示値については、各自動車のおおよその年間走行距離を算出することができ、各自動車の運行状況が明らかとなり、買換えの予定のほか、運輸倉庫会社の経営状態等も推測できる可能性がある情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

一部の自動車検査証の備考欄には、「本自動車検査証発行時における所有者情報」が記載されているが、所有者と使用者が異なる場合、所有者については運輸倉庫会社の取引先であるため、公にすることにより、同業者との競争上不利な立場に立たされ、事業活動が害されるおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

その他の備考欄に記載されている情報については、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第10条第2号には該当しないため、開示すべきである。

なお、実施機関は備考欄を一つの欄として不開示にしたと主張する。しかし、

条例第11条第1項は、「実施機関は（・・・）当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定する。自動車検査証の備考欄については、不開示情報のみを容易に区分して開示することも可能であることから、不開示情報のみを不開示とすべきである。

コ 土地利用計画図作成者情報について

土地利用計画図作成者情報とは、土地利用計画図を作成した法人が特定される情報であり、運輸倉庫会社の取引先を特定できる情報である。法人の事業活動における取引先は、法人が自らの営業活動により開拓した商取引相手であって、公にすることにより、同業者との競争上不利な立場に立たされ、事業活動が害されるおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ただし、本件処分では土地利用計画図中不開示とされた情報のうち、法人の特定につながらない情報が不開示とされているが、当該情報を不開示とする事由は見受けられず、他の不開示情報と容易に区分して開示することも可能であることから、当該情報については開示すべきである。

サ 取消しを行う事由の詳細について

取消しを行う事由の詳細とは、実施機関から本件土地の農地法第5条に基づく許可を受けていた法人（譲受人）及び譲渡人が、平成〇〇年〇月〇〇日付けで実施機関に提出した取消願い申請書に記載された、取消しを行う事由の内容である。

取消しを行う事由の詳細については、当該法人の経営方針や内部情報に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の経営に支障を及ぼすおそれがある。よって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

以上のことから、本件処分は不開示情報のうち、別紙に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえず、開示すべきであるが、その余の判断については妥当である。

なお、実施機関及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、甲原 裕子、鈴木 陽子

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------------|
| 平成30年 6月 8日 | 諮問（諮問第312号、第313号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 平成30年 6月28日 | 実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第134回審査会） |
| 平成30年 7月25日 | 審議（第三部会第135回審査会） |
| 平成30年 9月26日 | 審議（第三部会第136回審査会） |
| 平成30年10月24日 | 審議（第三部会第137回審査会） |
| 平成30年11月21日 | 審議（第三部会第138回審査会） |
| 平成30年12月20日 | 答申 |

- 1 土地賃貸借契約書のうち、一部の肩書の情報
- 2 取締役会議事録のうち、運輸倉庫会社の名称、「取締役会議事録」という表題と同一の趣旨の情報及び株式会社登記簿から明らかな情報
- 3 土地売買契約書のうち、不動産登記簿から明らかな情報及び現況の地目
- 4 自動車検査証のうち、以下のア～エの情報
 - ア 所有者と使用者が同一の場合における、「所有者の氏名又は名称」、「所有者の住所」、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」
 - イ 所有者と使用者が異なる場合における、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」
 - ウ 有効期間の満了する日
 - エ 備考欄のうち、以下の a 及び b を除く全ての情報
 - a 走行距離計表示値及び旧走行距離計表示値
 - b 所有者と使用者が異なる場合における、「本自動車検査証発行時における所有者情報」
- 5 土地利用計画図中不開示とされた情報のうち、法人の特定につながらない情報